

DOWAS NEWS

2025

Vol.28 No.3



学生会員制度の整備および若手の会の設立について
海洋深層水利用学会事務局長 今田千秋…1

関連資料：海洋深層水利用学会会則…3



海洋深層水利用学会

学生会員制度の整備および若手の会の設立について

事務局 今田 千秋

2025 年度より、当学会では、学生や若手研究者がより参加しやすい環境を整えることを目的として、学生会員制度の明確化に向けた会則の改定および細則の新設、「若手の会」の新設を行いました。

研究活動は往々にして孤独な活動になりがちですが、研究者同士の出会いや繋がりは、長い研究生活において大きな支えとなります。分野を越えた交流から新たな視点を得たり、同じ課題に取り組む仲間と情報を共有したりすることで、研究の発展に繋がることも少なくありません。当学会は、そうした出会いや対話を生み出す「場」として、特に若手のうちからその機会を得られるようにすることが、将来にわたる研究者の育成と、学術の発展において重要な役割を果たすと考えています。

近年、他学会においても若手会員が中心となって発表会や勉強会を企画・開催する「若手の会」の活動が広がりを見せています。こうした流れをふまえ、当学会においても、若い世代の研究者が主体的に学会に関わり、交流や学びの場を自らつくっていくような仕組みを整えることが重要であると考えました。今回の制度整備と「若手の会」の設立は、将来の学会を支える人材の育成と、より開かれた学会運営を目指す取り組みの一環です。

1. 学生会員制度の明確化と会費の改定について

これまで学生会員は運用上存在しておりましたが、会則上の定義が明確ではありませんでした。今回の会則改定により、学生会員は「教育機関に在籍し、在学証明書または学生証を有する個人」として明文化されました（第4条）。

DOWAS NEWS 2025 Vol.28 No.3

学生会員制度の整備および若手の会の設立について

海洋深層水利用学会事務局長 今田千秋

海洋深層水利用学会

あわせて、学生会員の年会費について改定が行われました。従来は「個人会員の半額（2,500円）」として運用されていましたが、今回の改定により、年額1,000円とすることが会則に明記されました（第8条）。経済的な負担を軽減し、学生の皆さんが参加しやすい環境づくりを意識した改定となっています。

2. 学生会員向け情報交換会参加費の細則制定について

全国大会時の情報交換会への参加も、学生会員にとって大切な交流の機会です。より気軽に参加していただけるよう、学生会員の情報交換会参加費を原則1,000円とする細則が新たに制定されました。

3. 「若手の会」の設立について

本学会では、次世代を担う若手研究者の育成と、会員同士の学術的ネットワーク形成の場を広げるため、新たに「若手の会」を設立いたしました。2025年4月3日に開催された検討会において、初代幹事に安永健理事が選出されました。今後は活動に参加する会員を集い、若手会員を中心に自主的な運営と本学会内外との交流活動が進められる予定です。

本学会は、学生や若手研究者が気軽に参加でき、学びや繋がりを深められる、ひらかれた学会を目指しています。これらの取り組みが、将来の研究者育成の一助となり、学会全体の活性化につながることを願っております。

引き続き、会員の皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

DOWAS NEWS 2025 Vol.28 No.3

学生会員制度の整備および若手の会の設立について

海洋深層水利用学会事務局長 今田千秋

海洋深層水利用学会

海洋深層水利用学会 会則

1997年 1 月17日制定

1998年4月24日 一部改正

2000年4月21日 一部改正

2006年4月 1日 一部改正

2006年5月17日 一部改正

2008年5月23日 一部改正

2009年5月29日 一部改正

2010年5月28日 一部改正

2013年5月21日 一部改正

2014年5月23日 一部改正

2016年5月27日 一部改正

2018年5月24日 一部改正

2021年5月24日 一部改正

2025年5月21日 一部改正

(目的)

第1条 本会は、海洋深層水利用研究の推進、研究成果の発信と評価、情報交換ならびに会員の交流を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、海洋深層水利用学会と称し、その所在地は事務局の住所とする。

(事業)

第3条 本会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ニュースレターの発行。
- (2) 研究発表会の開催。
- (3) 論文誌の発行。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 会員は、個人会員、学生会員、名誉会員、団体会員および賛助会員の5種類とする。

- (1) 個人会員は、本会の目的と事業に関心があり、入会した個人。
- (2) 名誉会員は、本会の事業に対して著しい功労があり、総会において推薦・承認された個人。
- (3) 団体会員は、本会の目的と事業に関心があり、入会した団体または法人。また、団体会員には、代表者を定める。
- (4) 賛助会員は、本会の目的と事業に賛同して入会し、支援する個人、団体または法人。
- (5) 学生会員は、大学または大学院等の教育機関に在籍し、かつ在学証明書または学生証を有する個人。

(会員の権利)

第5条

- (1) 会員は、本会が行う事業への参加資格を有する。ただし、賛助会員は、理事の選挙権と総会における議決権を有しない。
- (2) 会員は本会の刊行物の配布を受けることができる。
- (3) 学生会員は、総会における議決権を有しない。
- (4) 団体会員に所属する構成員（例：企業、団体、研究機関、大学等に所属する職員、研究員、学生）は、学会発表、表彰制度（学会賞等）、若手の会、情報交換会等、当学会が実施する諸活動に参加できる。

(会員の入会)

第6条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の退会および除名)

第7条 退会しようとするものは、退会届けを提出しなければならない。

2. 2年以上会費を滞納した場合は、理事会に諮り除名する。

(会費)

第8条 会員は次の会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員の会費は年額5,000 円とする。
- (2) 学生会員の会費は年額1,000 円とする。
- (3) 団体会員の会費は年額50,000 円とする。
- (4) 賛助会員の会費は年額50,000 円／1 口 (1 口以上) とする。
- (5) 名誉会員の会費は徴収しない。

2. 会費は会計年度内に納入するものとする。

3. やむを得ない事情で期間内の会費納入に支障をきたした場合は、速やかに学会事務局に連絡を行い理事会で承認されれば、それが解消されるまでの期間納入期限の猶予を受けることが出来る。またその期間、第7条2項について適用が除外される。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名。
- (2) 副会長若干名。
- (3) 会計監査1名。
- (4) 理事10名以上15名以内とする。

(役員の選出)

第10条 役員の選出は次の各号による。

- (1) 理事は、個人会員および団体会員の中から10名以上15名以内を選出する。
- (2) 理事の選挙は、連記無記名によって行う。ただし、団体会員の票数は、個人会員の1票分に数える。
- (3) 会長の選出は理事の互選により行う。
- (4) 副会長は理事の中から会長が指名する。
- (5) 会長は理事若干名を定員の範囲内で指名することができる。
- (6) 会計監査の選出は理事の互選により行う。
- (7) 理事がその任務を遂行することが困難になった場合、理事会の推薦に基づき、総会に諮って理事を交代することができる。

(役員の任期)

第11 条 本会の役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の任務)

第12 条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会の会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その任務を代行する。
- (3) 会計監査は、会の会計を監督し、総会に報告する。
- (4) 理事は、理事会を組織し、会の運営について協議し、議決する。

(事務局)

第13条 本会には、事務局を置く。

(総会)

第14条 総会は定期総会と臨時総会とし、個人会員と団体会員の数の5分の1（委任状出席を含む。）以上の出席で成立する。ただし、団体会員の出席者数は、1団体当たり個人会員の1人分に数える。

2. 定期総会は、年1回会長が招集する。

3. 臨時総会は、個人会員と団体会員の3分の1以上の請求があったとき、または会長が必要と認めたときに、会長が招集する。ただし、この場合における団体会員は、1団体当たり1個人会員に相当する。

4. 次の事項は、定期総会の承認を得なければならない。

- (1) 前年度の事業報告および収支決算。
- (2) 当該年度の事業計画および予算案。
- (3) その他、理事会において必要と認めた事項。

5. 総会の議決は次の各号による。

- (1) 総会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- (2) 議決権は、個人会員と団体会員が有する。
- (3) 議決の票数は、個人会員は1人当たり1票、団体会員は1団体当たり個人会員の1票分に数える。

(理事会)

第15条 理事会は、過半数の理事の出席をもって成立する。

2. 理事会は、本会の運営について協議し、議決する。
3. 理事会は、会長、副会長、会計監査、および理事で構成する。
4. 理事会は、会長が招集し、議長となる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第17条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会費。
 - (2) 寄付金。
 - (3) その他の収入。
2. 本会の予算は、毎会計年度開始前に会長が作成し、理事会を経て総会の議決を得なければならない。
3. 本会の収支決算は、毎会計年度終了後、速やかに会長が作成し、会計監査の意見書を付け、総会の承認を受けなければならない。

(学会賞)

第 18 条 海洋深層水利用研究の推進、その他事業に貢献するところが大きい個人または団体に対し、理事会の議を経て、海洋深層水利用学会賞を授与する。

2. 学会賞受賞者を選考するため、授賞審査委員会を設ける。

(会則の変更)

第19条 本会の会則を変更しようとするときは、理事会に提案し、その後に総会出席者の過半数（委任状出席を含む）の賛成を得なければならない。

付則

1. 本会は1997年1月17日に設立する。
2. 本会の設立当初の役員は、第10条の規定に係わらず、設立世話人が委嘱することとし、その任期は設立の日から第1回の定期総会の日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画と予算計画は、第14条の規定に係わらず、設立総会において定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第16条の規定に係わらず、設立の日より1998年3月31日までとする。
5. 本会の事務局は、高知県南国市物部乙200高知大学内に置く。これは2010年度定期総会の日をもって廃止とする。
6. 本会の事務局は、2010年度より大阪府堺市中央区学園町1-1大阪府立大学内に置く。これは2014年度定期総会の日をもって廃止とする。
7. 本会の事務局は、2014年度より東京都港区港南4-5-7東京海洋大学内に置く。これは2016年度定期総会の日をもって廃止とする。
8. 本会の事務局は、2016年度より佐賀県佐賀市本庄町1番地 佐賀大学内に置く。

※情報交換会参加費に関する細則（2025年5月21日制定）は、別途PDF文書として公開する。

以上